



## 一、最新中国法令

- [商务部公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单、将 20 家日本实体列入关注名单](#)

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部公告 2026 年第 11、12 号

【发布日期】2026-02-24

【实施日期】2026-02-24

【内容提要】商务部发布：将三菱造船株式会社等参与提升日本军事实力的 20 家日本实体列入出口管制管控名单；将斯巴鲁株式会社等无法核实两用物项最终用户、最终用途的 20 家日本实体列入关注名单，并采取相应的出口管制措施。包括：

| 列入出口管制管控名单的日本实体   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 禁止出口经营者向名单内实体出口两用物项，禁止境外组织和个人将原产于中国的两用物项转移或提供给名单内实体；正在开展的相关活动应当立即停止。</li><li>▪ 特殊情况下确需出口的，出口经营者应当向商务部提出申请。</li></ul>  |
| 列入关注名单的日本实体   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 出口经营者向关注名单实体出口两用物项，不得申请通用许可或者以登记填报信息方式获得出口凭证；申请单项许可时，应当提交对关注名单实体的风险评估报告，并提供不将两用物项用于一切有助于提升日本军事实力用途的书面承诺。许可审查期限不受《两用物项出口管制条例》第十七条第一款规定期限的限制。</li><li>▪ 商务部将对关注名单实体的两用物项出口实施更严格的最终用户和最终用途审查，涉日本军事用户、军事用途，以及一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途出口不予批准。</li><li>▪ 关注名单实体根据《两用物项出口管制条例》第二十六条规定，履行配合核查义务的，可申请移出关注名单。</li></ul> |

【法令全文】请点击以下网址查看：

商务部公告 2026 年第 11 号

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html)

商务部公告 2026 年第 12 号

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html)

官方答记者问

[https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrtth/art/2026/art\\_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html](https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrtth/art/2026/art_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html)

## 一、最新中国法令

- [日本の事業者 20 社を輸出規制リストに収載し、日本の事業者 20 社を懸念リストに収載することに關する商務部による公告](#)

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部公告 2026 年第 11 号、第 12 号

【発布日】2026-02-24

【実施日】2026-02-24

【概要】商務部は、三菱造船株式会社等日本の軍事力の向上に關与する日本の事業者 20 社を輸出規制リストに収載し、株式会社 SUBARU 等両用物資の最終ユーザー及び最終用途を確認できない日本の事業者 20 社を懸念リストに収載し、相応の輸出規制措置を講じると発表した。具体的な内容は以下の通りである。

| 輸出規制リストに収載された日本の事業者に対して   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 輸出事業者が当該リストに掲載された事業者に対し両用物資を輸出することを禁止する。国外の組織及び個人が中国原産の両用物資を当該リストに掲載された事業者に移転し又は提供することを禁止する。現在進められている関連活動は直ちに中止しなければならない。</li><li>▪ 特別な事情によりやむなく輸出する必要がある場合、輸出事業者は、商務部に申請しなければならない。</li></ul>   |
| 懸念リストに収載された日本の事業者に対して   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 輸出事業者が懸念リストに掲載された事業者に対し両用物資を輸出する場合、通用許可を申請し、又は登録情報の届出により輸出書類を取得してはならない。個別許可を申請する場合には、懸念リストに掲載された事業者に対するリスク評価報告書を提出し、かつ両用物資を日本の軍事力の向上に資するいかなる用途にも使用しない旨の書面による誓約を提出しなければならない。許可審査期間は、「<a href="#">両用物資輸出規制条例</a>」第 17 条第 1 項に定める期限の制限を受けない。</li><li>▪ 商務部は、懸念リストに掲載された事業者に対する両用物資の輸出について、より厳格な最終ユーザー及び最終用途の審査を実施する。日本の軍事ユーザー、軍事用途及び日本の軍事力の向上に資するその他一切の最終ユーザー又は用途に係る輸出については、これを承認しない。</li><li>▪ 懸念リストに掲載された事業者は、「<a href="#">両用物資輸出規制条例</a>」第 26 条の規定に基づき、調査への協力義務を履行した場合、懸念リストからの削除を申請することができる。</li></ul> |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

商务部公告 2026 年第 11 号

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html)

商务部公告 2026 年第 12 号

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html)

公式記者会見での質疑応答

[https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrtth/art/2026/art\\_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html](https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrtth/art/2026/art_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html)

● 商务部等7部门公布《鼓励进口服务目录》

【发布单位】商务部等7部门  
【发布文号】商务部等7部门公告2026年第8号  
【发布日期】2026-02-10  
【内容提要】该目录主要包含研发设计服务、节能环保服务、环境服务、咨询服务、其他专业服务和医疗与健康服务六大板块。此次更新内容包括：

- 新增“其他专业服务”和“医疗与健康服务”类别。
- 调整优化部分鼓励进口服务内容，并删除无需继续鼓励进口的服务。重点对“数字技术开发服务”“技术测试和分析服务”“资源化利用服务”等条目进行了优化。不再鼓励进口仅针对大气污染进行的治理服务等相关内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_8690f1441d074007a697c0f034f75a36.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8690f1441d074007a697c0f034f75a36.html)

● 中国人民银行关于银行业金融机构人民币跨境同业融资业务有关事宜的通知

【发布单位】中国人民银行  
【发布文号】银发〔2026〕51号  
【发布日期】2026-02-24  
【实施日期】2026-02-24  
【内容提要】该通知提出，支持境内银行业金融机构与境外机构规范开展人民币跨境同业融资业务，包括账户融资、债券回购以及其他存在实质债权债务关系的资金融通业务，不包括境内银行与境外机构之间投资或买入同业存单、债券等债务工具业务。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026022621052899567/index.html>

● 国家市场监督管理总局关于印发《互联网平台反垄断合规指引》的通知

【发布单位】国家市场监督管理总局  
【发布文号】国市监反执一发〔2026〕16号  
【发布日期】2026-02-13  
【内容提要】该指引为一般性指引，不具有强制性。该指引明确平台经营者应承担合规主体责任，不得利用数据和算法、技术、资本优势、平台规则等实施《反垄断法》禁止的垄断行为，并对垄断协议、

● 商务部等7部门公布《鼓励进口服务目录》

【发布机关】商务部等7部门  
【发布番号】商务部等7部门公告2026年第8号  
【发布日期】2026-02-10  
【概要】本目录には主に研究開発設計サービス、省エネ・環境保護サービス、環境サービス、コンサルティングサービス、その他専門サービス及び医療とヘルスケアサービスという6つの主要分野が含まれている。今回の更新内容には以下のものが含まれる。

- 「その他専門サービス」及び「医療とヘルスケアサービス」のカテゴリーを追加した。
- 一部の輸入奨励サービスの内容を調整、最適化し、輸入奨励を継続する必要のないサービスを削除した。「デジタル技術開発サービス」「技術テストと分析サービス」「资源化利用サービス」などの項目を重点的に最適化した。大気汚染だけを対象とした処理サービスなどの輸入は以降奨励しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_8690f1441d074007a697c0f034f75a36.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8690f1441d074007a697c0f034f75a36.html)

● 銀行業金融機関における人民元越境同業融資業務に関する中国人民銀行による通知

【发布机关】中国人民銀行  
【发布番号】銀發〔2026〕51号  
【发布日期】2026-02-24  
【实施日期】2026-02-24  
【概要】本通知は、国内銀行金融機関と海外機関の人民元越境同業融資業務の規範的な展開をサポートすることを打ち出し、これには口座融資、債券買い戻し及びその他の実質債権債務関係のある資金融通業務を含み、国内銀行と海外機関の間の投資や同業預金証書、債券などの債務ツールの購入業務は含まない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026022621052899567/index.html>

● 「インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン」の通達に関する国家市场监督管理总局による通知

【发布机关】国家市场监督管理总局  
【发布番号】国市監反執一發〔2026〕16号  
【发布日期】2026-02-13  
【概要】本ガイドラインは一般的なガイドラインであり、強制性を有しない。本ガイドラインは、プラットフォーム事業者がコンプライアンス主体责任を負い、データとアルゴリズム、技術、

滥用市场支配地位、经营者集中申报及合规、以及行政权力排除限制竞争等风险识别方法作出指引。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/fldzfys/art/2026/art\\_ad10c5301fcb426cb839153ca9f5a274.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/fldzfys/art/2026/art_ad10c5301fcb426cb839153ca9f5a274.html)

● [国家市场监督管理总局、商务部关于进一步加强跨境电商零售进口食品召回监管的公告](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局、商务部  
【发布文号】国家市场监督管理总局、商务部公告2026年第1号  
【发布日期】2026-02-13  
【内容提要】跨境电商零售进口食品经营者承担跨境电商零售进口食品安全主体责任，应当委托一家境内食品生产经营企业（以下称受托企业），负责跨境电商零售进口食品召回工作，明确召回流程，并将受托企业信息报备跨境电商第三方平台经营者。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/spcjs/art/2026/art\\_b0bcafe73bf747279b27cef39d04e6b1.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/spcjs/art/2026/art_b0bcafe73bf747279b27cef39d04e6b1.html)

● [上海市商务委员会关于外商投资企业进行境内投资信息报告的提示](#)

【发布单位】上海市商务委员会  
【发布日期】2026-02-25  
【内容提要】自2025年07月01日起，上海作为首批试点地区，开展外商投资企业境内投资信息报告试点工作。登记注册地位于上海市的外商投资企业，以本企业名义，在中国境内投资设立企业、对被投资企业增资或购买被投资企业投资者股权（不含多层次投资）的，应通过“[上海企业登记在线（外商投资信息报告）](#)”提交初始、变更报告（外商投资企业境内投资基本情况表），向商务主管部门报送投资信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://sw.sh.gov.cn/zxxxqk/20260226/f7b74ce688ea42c38bddd22f98c74a19.html>

資本の優位性、プラットフォーム規則などを利用して「独占禁止法」で禁止される独占行為を実施してはならないことを明確にし、かつ独占協定、市場支配地位の濫用、事業者集中の申告とコンプライアンス、及び行政権力による競争排除と制限などのリスクの識別方法について指針を示すものである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/fldzfys/art/2026/art\\_ad10c5301fcb426cb839153ca9f5a274.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/fldzfys/art/2026/art_ad10c5301fcb426cb839153ca9f5a274.html)

● [越境 EC 小売輸入食品のリコール監督管理をさらに強化することに関する国家市场监督管理总局及び商務部による公告](#)

【発布機関】国家市场监督管理总局、商務部  
【発布番号】国家市场监督管理总局、商務部公告2026年第1号  
【発布日】2026-02-13  
【概要】越境 EC 小売輸入食品事業者は、越境 EC 小売輸入食品の安全に関する主体責任を負い、国内の食品生産経営企業1社（以下「受託企業」という）に越境 EC 小売輸入食品のリコール業務を委託し、リコール手順を明確化するとともに、受託企業の情報を越境 EC 第三者プラットフォーム事業者に報告しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/spcjs/art/2026/art\\_b0bcafe73bf747279b27cef39d04e6b1.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdqknr/spcjs/art/2026/art_b0bcafe73bf747279b27cef39d04e6b1.html)

● [外商投資企業が国内投資情報報告を行うことに関する上海市商務委員会による提示](#)

【発布機関】上海市商務委員会  
【発布日】2026-02-25  
【概要】2025年7月1日から、上海は第1陣の試行地区として、外商投資企業の国内投資情報報告の試行作業を実施する。登記登録地が上海市にある外商投資企業は、本企業の名義で、中国国内に投資して企業を設立し、被投資企業に対して増資または被投資企業投資者の株式を購入する（多層投資を含まない）場合、「[上海企業登記オンライン（外商投資情報報告）](#)」を通じて初期、変更報告（外商投資企業国内投資基本状況表）を提出し、商務主管部门に投資情報を報告しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://sw.sh.gov.cn/zxxxqk/20260226/f7b74ce688ea42c38bddd22f98c74a19.html>

### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、里兆解读

- [新规解读：中国加强两用物项对日本出口管制](#)

**内容摘要：**2026年01月06日，中国商务部发布《[商务部公告2026年第1号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告](#)》（以下简称“新规”），加强了两用物项对日本的出口管制。本文旨在为相关企业，特别是跨国公司与日本商业伙伴，解读新规的核心主旨，简要分析其在管制范围、域外效力及企业合规方面带来的关键影响，并提供务实的应对思路。

### 正文：

本次发布的新规篇幅简短，共2个条文，但相较于以往管制措施等，通过采用“所有”“一切”“任何”等宽泛的措辞，构建起覆盖全品类、全场景的对日出口管制框架。

### 一、新规管制范围：基于“全面管制”原则

新规第一条规定了对日出口管制的范围，即：“禁止所有两用物项对日本军事用户、军事用途，以及一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途出口。”

1. 管制对象全面化——“所有两用物项”，不限于清单内两用物项

依据《中华人民共和国出口管制法》等相关规定，两用物项是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力的货物、技术和服务。

以往实务中，中国对两用物项的出口管制实行“清单管理”为主、“风险管控”为辅的管理模式。即，对于列入出口管制清单（如 [2026年度《两用物项和技术进出口许可证管理目录》](#) 及中国政府不时发布的临时管制清单等）的两用物项，明确受到出口管制；对于可能存在危害国家安全和利益、用于大规模杀伤性武器及其运载工具或用于恐怖主义目的等风险的货物、技术或服务，经商务部评估确认属于两用物项的，也可能受到出口管制。

### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解説

- [中国による両用品目の日本への輸出規制強化に関する新規則の解説](#)

**概要：**2026年1月6日、中国商務部が「[両用品目の日本への輸出規制強化に関する公告（商務部公告2026年第1号）](#)」（以下「新規則」という）を公布し、両用品目の日本への輸出規制を強化している。本稿は、関係企業（特に、多国籍企業と日本企業との取引を行う事業者）に向け、新規則の押さえておくべきポイントを解説するとともに、その規制範囲、域外適用効力、企業コンプライアンスへの重要な影響を簡潔に分析し、実務上の対応策を提供することを目的とする。

### 本文：

今回公布された新規則は簡潔なものであり、わずか2つの条項から成る。だが、従来の規制措置などと比べると、「すべて」「一切」「如何なる」といった包括的な表現を用いていることからわかるように、日本への輸出規制について、その適用範囲を広範にしている。

### 一、新規則の規制範囲：「キャッチオール規制」の原則に基づく

新規則の第一条は、日本への輸出規制の対象範囲を以下のとおり定めている。

「日本の軍事ユーザー、軍事用途、並びに日本の軍事力向上に資するその他の最終ユーザー及び用途へのすべての両用品目の輸出を禁止する。」

1. 規制対象の全面化——「すべての両用品目」を対象とし、規制リスト内の両用品目だけに限定されない

「中華人民共和国輸出規制法」等の関連規定に基づくと、両用品目とは、民生用と軍事用の両方の用途を持つか、または軍事力の強化に資する貨物、技術及びサービスを指す。

これまで、中国の両用品目の輸出規制は、「リスト規制」を主とし、「リスク管理」を補助的なものとする管理方法を採用していた。即ち、輸出規制リスト（例えば、[2026年度「両用品目・技術輸出入許可証管理リスト」](#)）及び中国政府が不定期的に公布する臨時的な規制リスト等）内の両用品目は、当然ながら輸出規制の対象になるとしたうえで、国の安全と利益を脅かす可能性がある、または大量破壊兵器及びその運搬手段もしくはテロリズム等に転用される可能性のある貨物、技術、サービスに

此次新规直接以“两用物项”的定义为依据，将所有具有“两用”属性的货物、技术和服务均作为管制对象，不论其是否被列入某个清单。换言之，相关企业在实操中需对民用产品开展更为审慎的军事用途或潜力评估。

## 2. 管制用途广泛化——“一切有助于提升日本军事实力”，涵盖直接或间接军事用途

新规不仅禁止直接的军事用户或军事用途，更将管制范围延伸至“一切有助于提升日本军事实力”的最终用户用途。这一规定赋予了执法机关较大的解释空间。这意味着，除直接用于武器装备、军事系统或军工生产外等，若基础科学研究、关键材料供应、高端制造、先进算法支持等领域的货物、技术或服务可间接增强日本军事实力的，也将受到出口管制，这客观上提高了相关企业在最终用途识别方面的合规要求。

## 二、新规域外适用效力：中国规则的“长臂管辖”

新规第二条规定了其适用范围，即：“任何国家和地区的组织和个人，违反上述规定，将原产于中华人民共和国的相关两用物项转移或提供给日本的组织和个人，将依法追究法律责任。”

这确立了对日出口管制规则的域外适用效力，其法律依据源于《中华人民共和国出口管制法》第四十四条等相关规定。不同于商务部以往针对特定物项等出台的专门规定（如《商务部公告 2025 第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定》等），本次新规的规定内容更为原则性，仅指明“原产于中国的两用物项”，未就具体的适用边界、认定标准及执法方式等作出进一步规定，实务上新规如何执行，仍有待后续实践进一步明确。

此外，从条文本身内容而言，不仅针对传统意义上的直接出口行为，还覆盖一切可能使两用物项流向日本的“转移”或“提供”形式，例如，转口贸易、无偿赠送、样品提供、展览展示、技术合作、委托加工、云服务、算法或模型等数字化交付模式等。换言之，即便交易发生在第三国，只要涉及原产于中国的两用物项并最终流向日本，相关主体仍可能面临合规追责风险。

については、商務省の評価プロセスを経て、両用品目と認定された場合に、輸出規制の対象になる、としていた。

今回の新規則では、直接「両用品目」の定義を適用し、リスト内のものであるかどうかに関係なく、「デュアルユース」の特性を有するすべての貨物、技術及びサービスを規制対象としている。このため、関連企業は実務において、たとえ民生品であっても、さらに軍事用途及び軍事転用可能性について、より慎重に評価を行う必要がある。

## 2. 規制用途の拡大——「日本の軍事力向上に資する一切の用途」には、直接・間接的な軍事用途が含まれる

新規則は、直接、軍事ユーザーに使用させることや直接、軍事目的に使用されることを禁止するだけでなく、規制の射程範囲に「日本の軍事力向上に資する一切の」最終ユーザー・最終用途も含めている。この規定によって、適用にあたり、法執行機関が幅広く解釈することが可能になっている。また、兵器・装備、軍事システム、軍需生産などへの直接的使用のほか、基礎科学研究、基幹材料の供給、ハイエンド製造、先進的アルゴリズム・サポートなどの分野における貨物、技術またはサービスが、間接的に日本の軍事力を増強し得る場合にも輸出規制の対象となることを意味するため、企業においては、上記規定をふまえ、最終用途を含み、識別をこれまでに以上に慎重に行う必要がある。

## 二、新規則の域外適用効力：中国規則の「ロングアーム管轄」

新規則の第二条において、その適用範囲について、「如何なる国及び地域の組織と個人が上記の規定に違反し、中国原産の係る両用品目を日本の組織と個人に移転し又は提供した場合、法に依拠し法的責任を追及する。」と定めている。

これは、対日輸出管理規則が域外適用されることを定めたものである（法的根拠：「中華人民共和国輸出管制法」第四十四条等）。商務部が従来、特定の品目等に対して公布してきた特別規定（例えば、「商务部公告 2025 第 61 号 国外の関係するレアアース品目に対する輸出規制の実施に関する決定の公布」等）とは異なり、今回の新規則はより原則的な内容になっており、「中国原産の両用品目」と定めるのみで、適用にあたっての対象範囲、認定基準、法の運用方法等具体的なことについては言及していないため、実務上、新規則の具体的な運用方法について、今後の実践を通じて更に明確化される必要がある。

さらに、条文の内容から見て、直接中国から日本へ輸出するパターンだけでなく、両用品目が日本に流れる可能性のあるあらゆる形態の「移転」または「提供」を規制の射程範囲に含めている。例えば、中継貿易、無償提供、サンプル提供、展示出品、技術協力、委託加工、クラウドサービス、アルゴリズムやモデル等のデジタル納品形態などである。つまり、取引が第三国で発生した場合でも、中国原産の両用品目に関与し、最終的に日本に

流れるのであれば、関連企業は依然として法的責任追及の対象になるリスクがある。

### 三、新規对企业的影响与合规挑战

对于仅在中国境内运营、向国内客户交付产品的企业，其国内销售行为本身不直接构成“出口行为”，原则上不直接落入新规的管制范围。然而，若相关产品在供应链下游被再出口至日本并落入新规的管制范围内的，上游供应商仍可能因供应链追溯而面临调查风险。因此，不能仅以“国内交易”为由完全排除风险。

对于直接或间接对日出口的企业，新规实质性抬高了最终用户和最终用途审查的门槛。企业不仅需要识别交易对象是否属于军事主体，还需评估其业务活动是否可能被认定为“有助于提升军事实力”。在用途界定不清或信息不充分的情形下，继续交易本身即可能构成合规风险。

鉴于此，我们建议相关对日出口的企业从下述方面强化合规管理：

一是全面梳理出口物项，对照两用物项定义及管制清单，建立风险分级机制，尤其关注清单外物项的军事相关用途的风险评估。

二是完善客户管理体系，加强对日本客户及最终用户的尽职调查，获取并核实具有法律约束力的最终用户和最终用途声明。对用途存疑或信息不充分的交易，应采取更为谨慎的策略。

三是加强供应链管理，向上下游合作伙伴传递新规要求，明确各方合规责任，建立可追溯的供应链管理体系。

四是跟踪政策动态，新规目前尚未出台配套细则，需关注商务部后续解读与执法案例，及时调整合规策略。

#### 结语：

总体而言，本次新规全面加强了两用物项对日出口管制，其核心影响在于显著提高了对最终用户、最终用途及供应链流向的合规审查要求。就任何涉及中国两用物项对日贸易或相关供应链的企业而言，能否及时识别业务中潜在的两用属性与用途风险，并将出口管制要求有效嵌入内部合规制度和供应链管理体系，将成为应对该规则不确定性、降低合规风险的关键。

### 三、新規則が企業に与える影響及び実務上求められる対応

中国域内のみで事業を展開し、国内顧客に製品を納品している企業にとっては、その国内販売行為自体は「輸出行為」にはならず、基本的には新規の規制対象にならない。しかしながら、もし当該製品が川下のサプライチェーンでさらに日本に輸出され、尚且つ新規の規制範囲に該当する場合、その川上企業にまで遡って、調査の手が及ぶリスクがある。したがって、自己が直接関与する取引は、「国内取引」であるからといって、リスクは全くない、とは言い切れない。

日本への直接または間接的な輸出を行う企業に対して、新規は実質的に、その最終ユーザーおよび最終用途に関する監視の目が厳しくなっている。企業は、取引相手が軍事企業に該当するかどうかを識別するだけでなく、その事業活動が「軍事力向上に資する」と認定される可能性があるかどうかを確認する必要がある。用途が不明な場合や情報が不十分な場合においては、取引を継続すること自体が、法的リスクを伴うことになる。

このため、対日輸出に関与する企業においては、以下の対応を行っておくことが望ましい。

一、輸出対象品目を全面的に洗い出し、両用品目の定義及び規制リストと照らし合わせて、リスクの程度別に分類しそれぞれ対応ルールを決めておくこと。特に、リスト外品目の軍事関連用途に関するリスクを確認しておく必要がある。

二、顧客管理体系を最適化し、日本側の顧客及び最終ユーザーに対するデューデリジェンスを強化し、法的拘束力のある「最終ユーザー及び最終用途に関する確認書」を取得し確認しておくこと。用途について疑問に思われるところがある、若しくは情報が不十分な取引については、より慎重な対応策を講じることが望ましい。

三、サプライチェーン管理を強化し、川上・川下のビジネスパートナーに対して新規の要求内容を伝達し、各自の法的責任を明確にするとともに、追跡可能なサプライチェーン管理体制を構築する。

四、政策動向に注意を払うこと。現在、新規に係る細則がまだ公布されていないため、今後の商务部による解釈及び法運用状況に注意を払い、法的対応策を随時調整しておく必要がある。

#### 終わりに：

全体として、今回の新規は日本への両用品目の輸出規制を全面的に強化するものであり、なかでも大きな影響は、最終ユーザー、最終用途及びサプライチェーンにおける物流フローに対する監視の目が厳しくなっている点にある。また現時点における新規は、不透明かつ予見不可能な形で解釈される可能性があるため、中国の両用品目に関わる対日貿易またはそのサプライチェーンに関与するすべての企業においては、自社の事業に潜在するデュアルユース及び用途面の法的リスクを適時に見極

另外，值得注意的是，2026年02月24日，中国商务部进一步发布了《[商务部公告 2026 年第 11 号 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单](#)》、《[商务部公告 2026 年第 12 号 公布将 20 家日本实体列入关注名单](#)》等两项公告，将参与提升日本军事实力的 20 家日本实体列入出口管制管控名单，并将无法核实两用物项最终用户、最终用途的 20 家日本实体列入关注名单。

根据上述两项公告，就出口管制管控名单内的 20 家实体，禁止出口经营者向其出口两用物项，并禁止境外组织和个人将原产于中华人民共和国的两用物项转移或提供给该等实体，正在开展的相关活动应当立即停止，特殊情况下确需出口的、出口经营者应当向商务部提出申请；就关注名单内的 20 家实体，出口经营者向其出口两用物项的，不得申请通用许可或者以登记填报信息方式获得出口凭证，须申请单项许可，提交风险评估报告及书面承诺，且许可审查期限不受通常限制，商务部将实施更严格的审查。这是继 1 月新规后对日出口管制体系的实际动作，意味着“全面管制”原则向执行层面延伸。

（作者：里兆律师事务所 邱奇峰、李馨）

### 三、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。  
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [就业规则的修订（基于延迟退休及弹性退休制度、病残津贴替代原病退制度、社保最低缴费年限调整、超龄劳动者权益保障、育儿假及父母护理假等）](#)
- [关于加强两用物项对日本出口管制的公告（商务部公告 2026 年第 1 号）](#)

め、輸出規制の要求を踏まえた社内管理制度とサプライチェーン管理体系を整備することが、本規則に係る法的リスクを低減するうえで重要である。

なお、2026年2月24日、中国商務部はさらに「[日本の事業者 20 社を輸出規制リストに収載することに関する公告（商務部公告 2026 年第 11 号）](#)」及び「[日本の事業者 20 社を懸念リストに収載することに関する公告（商務部公告 2026 年第 12 号）](#)」を発表し、日本の軍事力向上に関与する 20 社の日本企業を輸出規制リストに収載するとともに、両用品目の最終ユーザー及び最終用途を確認できない日本の事業者 20 社を懸念リストに収載した。

上記 2 つの公告に基づき、輸出規制リストに収載された 20 社の事業者に対しては、輸出業者がこれらの事業者への両用品目を輸出することを禁止され、また中国国外の組織や個人が中華人民共和国原産の両用品目をこれらの事業者に移転し又は提供することを禁止され、現在進められている関連活動は直ちに中止しなければならない。特別な事情によりやむなく輸出する必要がある場合、輸出業者は、商務部に申請しなければならない。懸念リストに収載された 20 社の事業者に対しては、輸出業者がこれらの事業者に両用品目を輸出する場合、通用許可を申請し、又は登録情報の届出により輸出書類を取得してはならず、個別許可を申請し、リスク評価報告書と書面による誓約を提出する必要がある。また、許可審査期間は通常制限を受けず、商務部はより厳格な審査を実施する。これは、1 月の新規則に続く、対日輸出管理体制の具体的な措置であり、「キャッチオール規制」の原則が執行段階に及んでいることを示している。

（執筆：里兆法律事務所 邱奇峰、李馨）

### 三、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。  
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [就業規則の改定・見直し（定年退職年齢の段階的引き上げ及び柔軟な定年退職制度、従前の病気退職に代わる病気障がい手当て制度、社会保険料の最低納付年数の調整、定年年齢を超えた労働者の権益保障、育児休暇及び両親介護休暇など）](#)
- [両用物資の日本への輸出規制強化に関する公告（商务部公告 2026 年第 1 号）](#)